

これでいいのか？信金業界 コンプライアンス(法令遵守)違反の経営者に反省なし

全国各地の信用金庫で、その社会的役割を忘れたかのような異常な労働争議が続いています。信金業界として会員の信金に対して、何ら指導等をしないばかりか、逆に経営者の不正隠しのために資金注入していると思われるような事例さえ発生しています。これらの信金に共通しているのは、トップの独裁・ワンマン経営に対して、職場でモノが言えない状況が長きに及んできたことです。正しいことをしている労働者を、信金の職場から締め出そうとする信金のあり方、社会的責任が厳しく問われようとしています。

60歳定年再雇用を拒否 聞く耳持たず何十年も労働争議を続ける

渡島信金

北海道にある渡島信金は、理事長による徹底した労働組合攻撃が何十年も続けられ、裁判・労働委員会などで全て経営者が断罪されてきました。

ところが、解決に向けて理事長に進言する役員が誰もおらず、労働争議は未だに解決しないまま、最近では、組合の委員長に対する60歳定年再雇用を拒否するなど、改正高年法「どこ吹く風」のコンプライアンス違反が裁判で争われています。

公益通報者を報復的懲戒解雇 不正融資の経営者への責任追及はどこへ？

福井信金

昨年福井信金と合併した旧・武生信金の不正融資を警察・財務局などに公益通報した2人の労働者を、経営者が逆恨みして報復的懲戒解雇するというとんでもない事件で、裁判所までもが、懲戒解雇を有効とする不当な判断を下したため、武生信金争議を継承した福井信金も、労働組合と解決に向けた団体交渉を拒否したままです。

この事件では、監督官庁である金融庁が、以前から不正融資を知りながら長期にわたって放置してきた責任や、信金を実質上破たん状況に陥れる不正融資を行いながら一億円を超える多額の退職金を手にした元理事長などの刑事責任・経営責任の追及があいまいなままです。

そこには、信金中金が旧・武生信金に救済のための資金注入と役員派遣を行いながら、争議解決がなされないまま福井信金と合併し、経営責任までうやむやになろうとしている実態があります。

経営トップによる大口の不正融資という、金融機関にとって、また金融行政においても最も重視されるべき公益通報事案が、裁判所・監督官庁・信金業界などによって葬り去られ、勇気をもって立ち上がった労働者の人生を破壊しています。

パワハラ加害者が被害者を解雇 厚労省・金融庁方針にも背く信金対応

大阪シティ信金

大阪シティ信金は、パワハラや陰湿ないじめ、人権侵害行為に加え、長時間過密労働によって、心の病を発症し、休職に追い込まれた労働者を労働組合（金融ユニオン）との交渉中であるにもかかわらず、一方的に解雇しました。

大阪シティ信金は、心の病に陥った労働者に対する厚生労働省の「職場復帰支援」の手引きや指針などに反して、「休業中のケア」「主治医による職場復帰可能の判断」「職場復帰支援プランの作成」など一切行っていません。まさにパワハラ加害者の信金が、被害者の労働者を解雇したという、あきれた事件です。

現在、このような不当な解雇を撤回させるための裁判が、大阪地裁で争われています。

また中小業者の資金繰りのために、融資の返済条件変更の申し出などに誠実に対応していた労働者に、パワハラ支店長は「後ろ向きの仕事」として「後回し」を指示したり、別の支店でも、返済条件を変更（緩和）した融資先をまるでゴミ扱いするかのよう「訪問禁止」を指示するなど、金融庁の方針にも背き、自分の信金の利益だけを最優先した営業スタイルを進めています。

労働者を粗末にする信金は、地域の中小業者も当然のように切り捨てます。私たちは、これらの信金が一日も早く争議を解決し、地域から真に信頼される信金となるよう引き続き運動を強めます。皆様のご理解・ご支援賜りますようお願いいたします。



4月にも全信協・信金中金が入るビル前に金融で働く仲間40人が結集し抗議の宣伝行動

全国金融労働組合連合会(金融労連)

本 部 東京都千代田区平河町1-9-9-402 電話03(3230)8415

西日本事務所 大阪市中央区道修町3-3-10-601 電話06(6223)0772

(2017年7月)